

# 会費規程

## （目 的）

第1条 この規程は、公益社団法人小樽法人会（以下「本会」という。）の定款第7条の規定に基づき、本会の会費の収納に関し必要な事項を定めるものとする。

## （会 費）

第2条 本会の会費月額を、「別表1」のとおりとする。

2 前項の会費については、理事会が相当の事由があると認めるときには、これを免除することができる。

## （会費の用途）

第3条 前条の会費は、毎事業年度における合計額の20%以上を当該事業年度の公益目的事業に使用する。

## （会費の納期）

第4条 会費の納入は年1回とし、請求後3ヵ月以内に納入しなければならない。ただし、新規会員は、入会時に納入するものとする。

2 会費の納入方法は、原則として会員が指定する金融機関の口座から会費月額に12を乗じたものを年額とし、自動引落としにより納入する。ただし、自動引き落としを希望しない場合は、振込によることができる。

## （中途入会の会費及び納期）

第5条 事業年度の中途に入会した会員の当該事業年度の会費年額は、入会の日属する月の翌月から年度末までの月数による。

2 前項の会費の納入は、請求書の到着後すみやかに納入するものとする。

## （会費の滞納）

第6条 会員が定款第10条第1項第1号に該当する場合、1ヶ月前に文章により催告し、催告に応じないときは会員資格を喪失する。

## （その他）

第7条 この規程に定めのない事項については、理事会の決議を経て取り扱うものとする。

附 則

- 1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。
- 2 この規程は、公益認定を受け移行の登記をした日から施行する。

「別表1」

	資本金		年会費額	月額
	正会員	200万円以下		4000円
200万円超		300万円以下	5000円	420円
300万円超		500万円以下	7000円	590円
500万円超		1000万円以下	11000円	920円
1000万円超		3000万円以下	13000円	1090円
3000万円超		5000万円以下	15000円	1250円
5000万円超		1億円以下	18000円	1500円
1億円超		20000円	1700円	
協同組合等		3000円	250円	
支店・営業所		4000円	340円	
賛助会員				4000円
賛助会員	同系会社		2000円	—

※ 年の途中で入会した場合、月額×加入月となり、100円未満切り捨てとする。